

第31回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月29日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室 (3階)
3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文			12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

11	寺嶋 誠一
----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第1号 現況証明願いについて
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第31回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、1番・三木隆志委員、2番・金曾浩文委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	めます。
清原局長	<p>それでは、12月22日開催の第30回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、1月11日、大樹町はたちの集いが生涯学習センターで開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>1月16日、農業委員改選に係る説明ということで、農協理事選考委員の会議に事務局長が出席して、農業委員改選に係る協力依頼をしております。</p> <p>1月22日、同じく農業委員改選に係る説明ということで、農事組合長会議に会長と事務局長が出席して、農業委員改選に係る協力依頼をしております。</p> <p>1月27日、農業委員会OB会総会が、観月苑で開催され、会長と事務局長が出席しております。</p> <p>次に2番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。</p> <p>番号1番、■■ ■■ ■■氏が字■■ ■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第1号、「現況証明願いについて」申請番号1番から2番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第1号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会が申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。今回ご審議頂きます案件は2件です。内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、畑になっている地目を畑外に変更するための申請、及び登記簿地目が牧場、現況地目がその他になっている地目を畑に変更するための申請となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■ ■筆であります。登記簿地目は畑、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は山林であります。所有者、申請人は、■■ ■■ ■■氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。なお、現地調査につきましては、12月23日に、乙部班長 他4名により実施しております。</p> <p>申請番号2番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿地目は牧場及び畑、現況地目はその他、農振は農用地であります。面積は、■■㎡であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は、■■ ■■ ■■氏、目的は現況地目を判定地目に変更するための申請であります。なお、現地調査につきましては、12月23日に、乙部班長 他4名により実施しております。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番から2番について、調査班より調査報告を求めます。第3班・班長、乙部穀博委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番の案件につきましては、登記地目の畑から山林に変更するための申請であります。申請番号2番の案件につきましては、現況地目をその他から畑に変更するための申請であります。</p> <p>申請番号1番は、現地を確認した結果、申請地を畑として利用することは難しいと確認しました。</p> <p>申請番号2番は、現地を確認した結果、申請地は、農地として活用されていることを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号、「現況証明願いについて」申請番号1番から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第2号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、賃貸借が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願います。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登記簿は牧場及び畑、現況地目につきましては、畑、農振は農用地、面積につきましては、■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■ ■■■氏、借主は、■■ ■■■ ■■■であります。経営面積は、■■m<sup>2</sup>であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、辻本一夫委員となっております。別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。中島地区担当委員 辻本一夫委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番につきましては、借主希望による賃貸借となっています。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第3号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の提案説明を申し上げます。これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。今回ご審議頂きます申請は3件です。内訳は、農地売買等事業による賃貸借が1件、農地保有合理化事業の借受人の変更が1件、農地中間管理事業による使用賃貸借が1件、となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしく願います。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、当地における賃借料は、年額■■■円です。売買等事業の貸付タイプにおける賃貸借となっております。この、あっせん会議は、7月14日に乙部班長 他4名により実施しております。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班班長 乙部毅博委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出あり、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、7月14日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料となることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番の件を採決いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番から3番の審議にあたり、■■ ■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号2番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号2番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏、当地における賃借料は、年額■■円です。令和6年の農地保有合理化事業における借主の変更で■■ ■■氏から■■ ■■氏に変更するものです。</p> <p>申請番号3-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■で、中間管理事業における使用貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。</p> <p>申請番号3-2番 所在、地番、地目、面積、賃借料のいずれも申請番号3-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■氏であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号2番については、農地保有合理化事業の借受人の変更のため、申請番号3番については、農地中間管理事業の使用貸借のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号2番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、2月27日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第31回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年1月29日

会 長 穀内 和夫

委員( 1 番) 三木 隆志

委員( 2 番) 金曾 浩文